





# 選議市江狍

町づくり  
にあな  
たが参  
加

三十分から午後五時まで（場所  
選挙管理委員会事務局  
代理投票 手などが不自由な  
ため字が書けない人は、投票所  
の係員に申し出て下さい。  
点字投票 目の不自由な人は  
点字により投票することができ  
ます。投票所の係員に申し出て  
下さい。  
郵便投票 からだの不自由な  
人で投票所へ行けない人は、自  
宅で投票ができる郵便投票をご  
利用下さい。この方法により投  
票できる人は、身体障害者手帳  
または戦傷病者手帳をお持ちの  
人で、次に該当する人です。  
〔該当する要件〕 身体障害者手

級二級の人②心臓、じん臓、呼吸器の障害が一級または三級の人。戦傷病者手帳Ⅱ①両下肢、体幹の障害が特別項症から第二

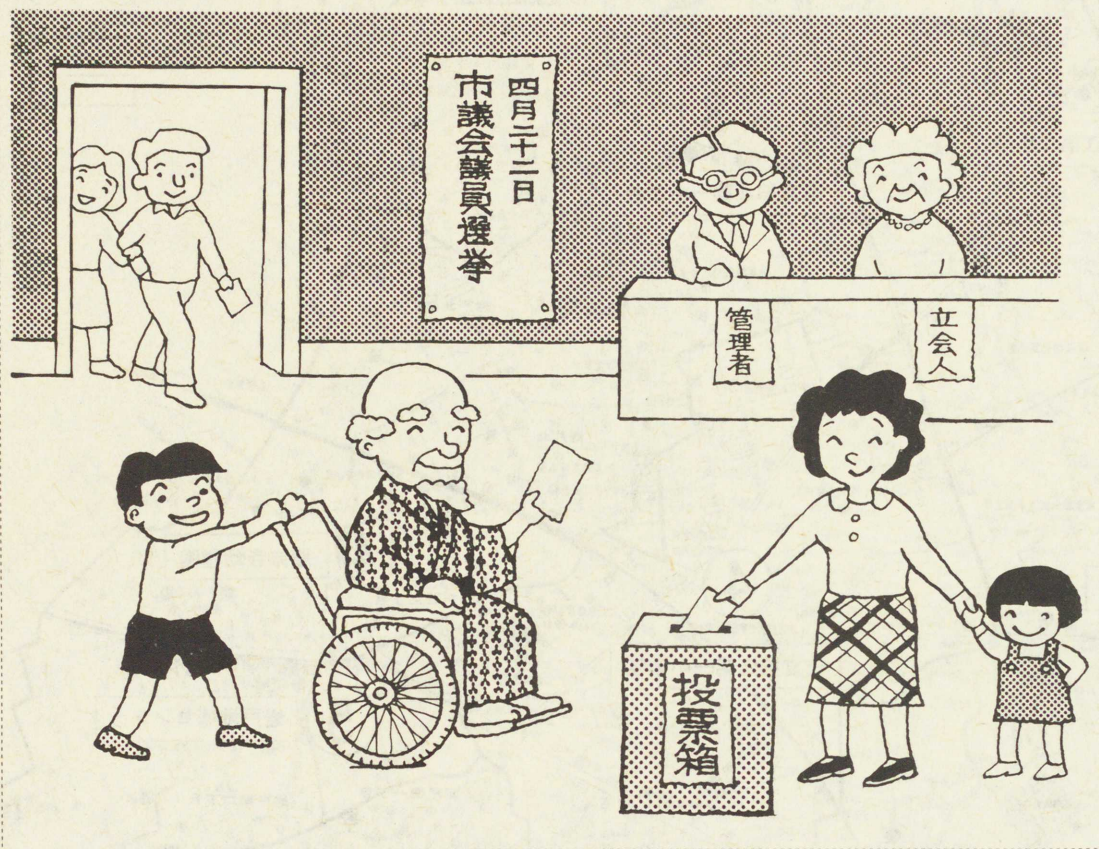
項症までの人②心臓、じん臓、呼吸器の障害が特別項症から第三項症までの人。

明書の申請 選挙管理委員会へ身体障害者手帳または、戦傷病者手帳と交付申請書を添えて、「郵便投票証明書」（四年間有効）の交付を申請して下さい。

②投票用紙の請求 郵便投票証明書と請求書により四月十八日（水）までに請求して下さい③

で候補者一人の氏名を記載し、投票用封筒（内封筒、外封筒）に入れて封をして下さい。外封筒の表に投票記載年月日、場所および自分の氏名（自筆）を記載し、更に他の適当な封筒に入

れて必ず郵送で、選挙管理委員会へ送って下さい。



不在者や点字  
投票できます

## 一票行使の基礎知識

この一票 みんなで築こう 地方自治

れて必ず郵送で、選挙管理委員会へ送って下さい。

# 狛江市議会議員選挙投票区

| 投票所名   | 建 物 名 称   |
|--------|-----------|
| 第1投票所  | 野川地域センター  |
| 第2投票所  | 狛江第5小学校   |
| 第3投票所  | 狛江第1中学校   |
| 第4投票所  | 狛江第1小学校   |
| 第5投票所  | 岩戸地域センター  |
| 第6投票所  | 狛江第3小学校   |
| 第7投票所  | 狛江第6小学校   |
| 第8投票所  | いずみ幼稚園    |
| 第9投票所  | 狛江第3中学校   |
| 第10投票所 | 狛江第8小学校   |
| 第11投票所 | 狛江第4小学校   |
| 第12投票所 | 狛江第2小学校   |
| 第13投票所 | 上和泉地域センター |
| 第14投票所 | 慶岸寺幼稚園    |

①～⑭ 投票区  
—— 投票区域  
□ 投票所

四月二十二日執行の狛江市議会議員選挙の投票区はつぎのとおりです。



東京都知事選挙投票率

| 投票区 | 当日有権者数 |        |        | 投票者数   |        |        | 投票率 (%) |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
|     | 男      | 女      | 計      | 男      | 女      | 計      |         |
| 1   | 1,904  | 1,915  | 3,819  | 1,063  | 1,060  | 2,123  | 55.59   |
| 2   | 2,304  | 2,195  | 4,499  | 1,279  | 1,248  | 2,527  | 56.17   |
| 3   | 2,241  | 2,233  | 4,474  | 1,228  | 1,208  | 2,436  | 54.45   |
| 4   | 2,229  | 2,154  | 4,383  | 1,158  | 1,205  | 2,363  | 53.91   |
| 5   | 1,173  | 1,181  | 2,354  | 641    | 679    | 1,320  | 56.07   |
| 6   | 1,700  | 1,600  | 3,300  | 944    | 928    | 1,872  | 56.73   |
| 7   | 1,520  | 1,440  | 2,960  | 867    | 854    | 1,721  | 58.14   |
| 8   | 1,399  | 1,312  | 2,711  | 777    | 755    | 1,532  | 56.51   |
| 9   | 1,668  | 1,535  | 3,203  | 827    | 816    | 1,643  | 51.30   |
| 10  | 1,107  | 1,019  | 2,126  | 651    | 583    | 1,234  | 58.04   |
| 11  | 1,660  | 1,703  | 3,363  | 1,024  | 1,063  | 2,087  | 62.06   |
| 12  | 1,843  | 1,742  | 3,585  | 1,011  | 998    | 2,009  | 56.04   |
| 13  | 1,799  | 1,973  | 3,772  | 1,084  | 1,241  | 2,325  | 61.64   |
| 14  | 1,051  | 1,108  | 2,159  | 580    | 617    | 1,197  | 55.44   |
| 計   | 23,598 | 23,110 | 46,708 | 13,134 | 13,255 | 26,389 | 56.50   |

東京都知事選挙は四月八日午前七時から午後六時まで市内十四か所で行われました。その投票結果は、次のとおりです。

東京都知事選  
市の投票率56.50%

一般汚水下水道料金表 (2ヶ月用)

| 排出量                                      | 使用料                     |                         |                         |
|------------------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
|                                          | 54年度                    | 55年度                    | 56年度                    |
| 20m <sup>3</sup> 以下の分                    | 500円                    | 560円                    | 600円                    |
| 21m <sup>3</sup> ～40m <sup>3</sup>       | 1m <sup>3</sup> につき35円  | 1m <sup>3</sup> につき40円  | 1m <sup>3</sup> につき40円  |
| 41m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>      | 1m <sup>3</sup> につき45円  | 1m <sup>3</sup> につき50円  | 1m <sup>3</sup> につき55円  |
| 101m <sup>3</sup> ～200m <sup>3</sup>     | 1m <sup>3</sup> につき60円  | 1m <sup>3</sup> につき65円  | 1m <sup>3</sup> につき70円  |
| 201m <sup>3</sup> ～400m <sup>3</sup>     | 1m <sup>3</sup> につき70円  | 1m <sup>3</sup> につき80円  | 1m <sup>3</sup> につき85円  |
| 401m <sup>3</sup> ～1,000m <sup>3</sup>   | 1m <sup>3</sup> につき80円  | 1m <sup>3</sup> につき90円  | 1m <sup>3</sup> につき105円 |
| 1,001m <sup>3</sup> ～2,000m <sup>3</sup> | 1m <sup>3</sup> につき95円  | 1m <sup>3</sup> につき110円 | 1m <sup>3</sup> につき125円 |
| 2,000m <sup>3</sup> を超える分                | 1m <sup>3</sup> につき110円 | 1m <sup>3</sup> につき130円 | 1m <sup>3</sup> につき145円 |

※家事用井戸汚水1ヶ月定額700円(水道水と併用の場合は350円)

54年度下水道料金早見表

| 使用量            |  | 料金    |  | 使用量            |  | 料金    |  | 使用量            |  | 料金    |  |
|----------------|--|-------|--|----------------|--|-------|--|----------------|--|-------|--|
| m <sup>3</sup> |  | 円     |  | m <sup>3</sup> |  | 円     |  | m <sup>3</sup> |  | 円     |  |
| 0～20           |  | 500   |  | 46             |  | 1,470 |  | 74             |  | 2,730 |  |
|                |  |       |  | 48             |  | 1,560 |  | 76             |  | 2,820 |  |
| 22             |  | 570   |  | 50             |  | 1,650 |  | 78             |  | 2,910 |  |
| 24             |  | 640   |  | 52             |  | 1,740 |  | 80             |  | 3,000 |  |
| 26             |  | 710   |  | 54             |  | 1,830 |  | 82             |  | 3,090 |  |
| 28             |  | 780   |  | 56             |  | 1,920 |  | 84             |  | 3,180 |  |
| 30             |  | 850   |  | 58             |  | 2,010 |  | 86             |  | 3,270 |  |
| 32             |  | 920   |  | 60             |  | 2,100 |  | 88             |  | 3,360 |  |
| 34             |  | 990   |  | 62             |  | 2,190 |  | 90             |  | 3,450 |  |
| 36             |  | 1,060 |  | 64             |  | 2,280 |  | 92             |  | 3,540 |  |
| 38             |  | 1,130 |  | 66             |  | 2,370 |  | 94             |  | 3,630 |  |
| 40             |  | 1,200 |  | 68             |  | 2,460 |  | 96             |  | 3,720 |  |
| 42             |  | 1,290 |  | 70             |  | 2,550 |  | 98             |  | 3,810 |  |
| 44             |  | 1,380 |  | 72             |  | 2,640 |  | 100            |  | 3,900 |  |

狛江市では、公共下水道の適正な維持管理を行うため、六月

## 6月分から

54年度分一般家庭の新旧料金表

| 使用量<br>m <sup>3</sup> | 旧料金<br>円 | 新料金<br>円 | 増   |
|-----------------------|----------|----------|-----|
| 20                    | 400      | 500      | 100 |
| 30                    | 700      | 850      | 150 |
| 40                    | 1,000    | 1,200    | 200 |
| 50                    | 1,400    | 1,650    | 250 |
| 60                    | 1,800    | 2,100    | 300 |
| 70                    | 2,200    | 2,550    | 350 |
| 80                    | 2,600    | 3,000    | 400 |
| 90                    | 3,000    | 3,450    | 450 |
| 100                   | 3,400    | 3,900    | 500 |

## 汚水処理負担金アップで

# 下水道料金を改定

道管、ポンプ場の維持管理、汚水の処理(東京都へ支払う負担金)等の費用に当てられるものです。

今回の改定は、東京都へ支払う汚水処理負担金が今年度四月一日から五〇パーセント値上げされたため、現行の下水道使用料では健全な維持管理をすることが困難となるためです。

なお、下水道使用料の算定期間は三年間とし、平均三二・八五パーセントアップとなりますが、市民の方の急激な負担増を

り扱いません。

## 水洗化お済みですか

### 浄化槽は年一回以上清掃・点検を

公共下水道がほぼ全市域に整備されています。くみ取り式便所はもちろん、浄化槽式便所を

ご使用のご家庭は早めに改造す

## あなたは国民年金をもらえますか 特例納付の活用を

— 55年6月30日まで —

「国民年金のかけ金を払い込まなかったで老後に年金が受けられない」「若いころ年金のことなどあまり気にしていなかったが高齢になるに従って加入しておけば、と後悔している」など、老後に年金が受けられない人は全国に百万人近くいるといわれています。

これらの無年金者のために、現在古い保険料をさかのぼって納められる「特例納付制度」が設けられています。ぜひご利用下さい。

なお、国民年金は、六十歳までに原則として二十五年以上(生年月日により二十四年・十年の期間短縮があります)納めないと老齢年金が受けられませ

### 水道使用料の支払い 停水中の開栓

水道使用料収納 市役所内銀行派出所と水道課事務所は、平日の正午から午後一時までと土曜日の午後、日曜、祝日は取り扱いません。

料金精算事務 引越などの精算検針は、土曜日の午後と日曜、祝日は行いません。引越される二、三日前までに水道課へご連絡下さい。

停水中の開栓 使用開栓は、土曜日の午後と日曜、祝日、平日の正午から午後一時までは取り扱いません。

## ほんちよう まず「和泉本町」 10月1日に実施

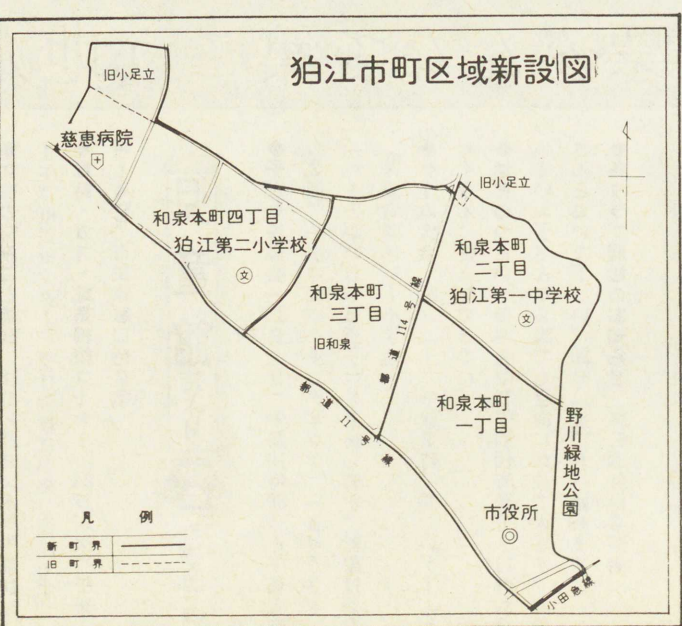
### 和泉の住居表示

ることをお勧めします。なお、下水道法の規定では、供用開始から三年以内に改造するよう義務づけられています。

の維持管理が不要となり、快適な生活ができます。

住所をわかりやすくするため、市では住居表示の整備を進めています。

第三期実施地域である和泉地区のうち、都道十一号線(市役所前の通り)の北側地区の町割案、名称案が、三月二十八日の市議会定例会で審議され、町の区域は別図のとおり、名称は、「和泉本町(いずみほんちよう)一〜四丁目」とすることに決まりました。



わし方は、狛江市和泉本町二丁目二番二号のようになります。

番号表示板」と「街区表示板」を取り付けます。街区表示板については、皆さんのへいなどに取り付けさせていただく場合もありますので、地域の皆さんのご協力をお願いします。

んが、国民年金以外の他の公的年金制度(厚生年金、共済組合など)の加入期間も通算されます。

特例納付制度とは 加入を忘れたり、途中で保険料の納付を止めたために将来、年金がもらえない人たちに、もう一度年金のチャンスをとという制度です。

時効で納められなくなった期間の保険料を納めることにより、過去の空白期間をうめ、年金を受ける資格が確保できます。

納付年数が不足すると思われる方は特例納付を活用しましょう。特例納付の期間は、五十五年六月三十日までです。この制度はこんどが最後になりますので、特に三十五歳以上の方はご

注意下さい。

特例納付の対象者 次の条件に該当する方です。

▽すでに国民年金に加入(強制加入者)しているが、未納期間があるため、必要な保険料納付期間に達しない人▽すでに国民年金は止めているが、過去の強制期間に未納のある人▽未加入者で三十五歳以上のため、六十歳までの加入期間に二十五年以上保険料を納めることができない人▽老齢年金を受けるための必要年数は満たしているが、将来、年金を多くもらうために、過去の強制期間の未納分を納めたい人(六十歳未満の人)

今回の特例納付ができる人は国民年金に必ず加入しなければ

ならない人(強制加入者)だけで、ほかの公的年金(厚生年金など)に加入しているサラリーマンの奥さんなどで、国民年金に希望で加入している人(任意加入者)は、対象となりません。

ただし、過去に強制加入期間のある人は、その期間を特例納付できます。

明治四十四年四月二日以降に生まれた人で国民年金にまだ加入していない人は、老後の生活安定のためにぜひこの機会に加入しましょう。

保険料は月四千円 特例納付で納められる期間は五十五年六月三十日までです。保険料は一月四千円、一年間で四万八千円になります。

特例納付を希望する人は、この期間内に不足分の保険料の全額を一括納付、または分割払いのどちらかの方法で納めて下さい。

保険料を納める時に必要な書類は、保険課にありますので①国民年金に加入している人は年金手帳(納付書の領収書)印鑑②未加入の人は印鑑③過去に厚生年金などに加入したことのある人は、その期間を調べたうえ厚生年金証書をお持ち下さい。

六十五歳以上の人は、受給資格にたりなかった分を完納した翌月分から年金が受けられますので早めに手続きをした方がおとくです。

詳細は、保険課へ。



寄付 △長谷川健一氏(長野県松本市鎌ヶ崎4-3)から現金 △関尊師氏(和泉615)から座布団 △市川吉氏(調布市布田6-23-8)からひな人形 △東京都教育信用組合から賞状盆 △社東京都トラック協会から交通安全下敷

### 和泉地区

講師派遣希望団体募集 東京都立川社会教育館では、5月19日までの間に行われる市民活動や、市民サークル活動の学習会に講師の派遣を希望する団体を募集します。問い合わせは、市民活動サービスコーナー(0425-2519553)へ。

老人ハイキング 泊江歩歩クラブでは、4月21日(土)午前7時30分、向ヶ丘遊園駅下りホームに集合して、駒ヶ岳・神山を縦走します。問い合わせは多賀(489-6803)か笠井(489-3330)へ。

植物散策 泊江植物同好会では、4月例会を29日(日)午前6時30分西河原公園西側土堤で行います。問い合わせは松井(489-0126)へ。

### 泊江市民憲章

- 豊かな自然に恵まれ、多摩川の流れるとどろきに歩みつづけてきた泊江は、「水と緑の住宅都市」を目ざしています。私たちは、泊江市を心から愛し、誇りと責任をもち、互いに手をたずさえ、人間味豊かな市民社会をつくりあげることを誓い、この憲章を定めます。
- 一、互いに信じ、助けあい、連帯のあるまちをつくります。
  - 二、自然を大切に、公害のないまちをつくります。
  - 三、社会のきまりを守り、秩序あるまちをつくります。
  - 四、健康で働くことに喜びをもち、活力あるまちをつくります。
  - 五、教養を高め、文化が芽ばえ育つまちをつくります。

6時30分西河原公園西側土堤で行います。問い合わせは松井(489-0126)へ。

### 駒井地区

会員募集 泊江剣友会では、4月の月・火・水曜日、午後6時から第六小学校で剣道練習を行っています。小学校3年生以上、また、指導して下さる有段者の入会を歓迎します。4月末までに大勝(489-5131)へ。

### 市民センター

会員募集 泊江市民コーラスでは、新しく女声コーラス会員を募集しています。杉本龍之先生の手導で、4月は21日、28日の土曜午前10時から、市民センターで練習します。問い合わせは山本(480-6965)か川合(489-5265)へ。

### 交通災害共済加入の方へ

### 事故にあったら見舞金の請求を

交通災害共済に加入された方(市立の小・中学生、消防団員、生活保護世帯の方は、市で掛金を負担し、加入しています)で、交通事故に会い、けがの治療を終り、まだ見舞金(別表)の請求をされていない方は、請求期間が事故に会った日から二年以内になっていますので、早目に請求して下さい。

### 運転者講習会

春の全国交通安全運動が五月十一日から二十日までの十日間行われます。本運動の一環として、

### 委員を再任



三月三十一日で任期満了の饗場哲則監査委員(和泉二七四一)は、市議会第一回定例会で同意



吉岡金四郎

国も、地方自治体も昭和五十四年の新しい年度を迎えました。都財政の厳しさを反映して泊江市では例年と異なった考え方で予算を組まざるを得ませんでした。

### 今こそ英知を

新しい知事を迎えて六月以降の手直しが必要であるということとです。自治という言葉がさかんに使われており、最近「住民の権利で守ろう地方自治」という標語を目にしました。私はこの言葉を見て権利と義務が同じ比率で論ぜられるようになったときに本当の自治というものがある確立するのではないかと直感しました。

### 職員募集

(職種) 一般事務(男女)

| 月日       | 場所     |
|----------|--------|
| 4月27日(金) | 福祉会館   |
| 5月2日(水)  | 市民センター |
| 5月7日(月)  | 市民センター |

を得て再任されました。

なお、任期は、五十八年三月三十一日までの四年間です。

監査委員の職務は、地方自治法に基づく一般監査(定期的に行う監査等)、特別監査(直接請求による監査等)住民監査請求による監査および決算審査です。これらの結果については泊

## この一票みんなて築こう地方自治 泊江市議会議員選挙 4月22日が投票日

### 相談

法律相談 16日(月) 19日(木) 23日(月) 26日(木) 午前9時～正午

交通事故相談 17日(火) 午後1時～4時

人権の上相談 19日(木) 午後1時～4時

行政相談 20日(金) 午後1時～4時

更生保護相談 18日(水) 午前10時～午後3時

高齢者無料職業紹介出張相談 24日(火) 午後1時30分～3時

心配こと相談 毎週水曜日午後1時～3時。福祉会館

ろうあ者相談 21日(土) 午前9時～正午。福祉事務所。当日は手話通訳がきます。

母子相談 金曜日を除く毎日(週5日) 午前9時～正午。福祉事務所

教育相談 毎週木・金曜日午前9時～午後4時。福祉会館。受け付けは指導室です。

女性の悩みこと相談 18日・25日(水) 午前10時～正午。市民センター。受け付けは中央公民館です。

電話・ガス・電気相談コーナー 24日(火) 午後1時～4時。市民課窓口待合室

### 児童館だより

子ども映画会 22日(日) 午前10時30分～午後2時の2回。「小さなバイキングビッケ」「まけうさぎ」

「ベルとかいじゅう王子」を上映します。対象は幼児(保護者同伴)小学生

ゲーム大会 28日(土) 午後2時。楽しいゲームがたくさん。皆さんできてね。

幼児のつどい 毎週金曜日午前10時30分～11時30分

小さいお子さんなら誰でも自由に参加できます。お母さんとおいで下さい。20日(金)から始めます。

各クラブ開始のお知らせ 第三週目から開始

### 保健相談所だより

成人健康相談 毎週火・木曜日午前9時～10時30分

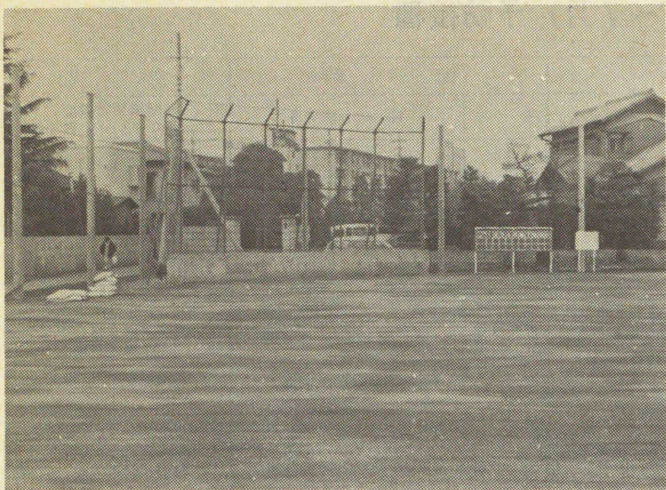
乳児健診(4か月児) 18日(水) 午後1時30分～2時30分。対象は53年12月中の出生者

3歳児健診 19日(木) 午後1時30分～2時30分。対象は51年2月中の出生者

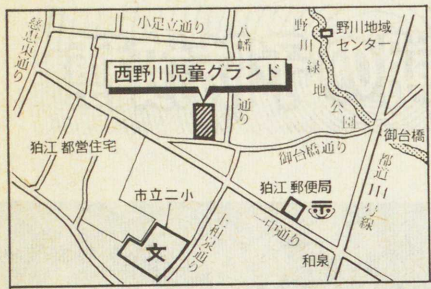
武蔵調布保健所からのお知らせ

精神衛生相談 16日(月) 午後1時30分～3時30分

精神病、心の病気などでお困りの方ご利用下さい。



西野川児童グラウンド完成



小学生向け野球場

スコアボードもある

かねてより工事を進めていた、市立西野川児童グラウンドが完成いたしました。

このグラウンドはバックネット、水飲み場、スコアボード、散水装置を備えた小学生向けの野球場です。中学生以上の方の利用はできません。皆さんの施設です大切に利用しましょう。

桜の花も終わり、新緑のしたたるシーズンとなりました。その緑の広がる天城連峰を、陽光を浴びて輝く青い海と白い灯台。そよ風の吹く林の中を散歩すると大島に手がとどきそうです。こまえ荘で一風呂浴び、翌朝船に乗って大島遊覧、帰りは高速船で稲取港へ、そして、こまえ荘。このようなプランなど

いかがなものでしょう。また、温泉につかり伊豆の取りたての海の幸を味わっていただくのも乙なものと思います。会社でのグループやご家族のご旅行、また研修等にご利用下さい。詳細は、市民課へ。申し込みは、前月の一日から利用日の一週間前までです。

緑育てる植木即売会

毎年人気を呼んでいる植木即売会（狛江市緑化推進事業協議会主催）が四月二十九日（日）と三十日（休日）の二日間、市立第一小学校校庭で午前九時から午後四時まで行われます。また、両日とも会場で先着二百五十名の方に苗木と花の種子を各家庭一本宛無償配布しますので家族そろっておいで下さい。なお、会場内へは車の乗り入れができませんので、自動車で



福祉会館では、六十歳以上の老人を対象にした「老人教室」

六十歳以上対象の老人教室  
福祉会館で

障害のあるお年寄り、あるいは寝たきり状態にあるお年寄りの生活を改善するため、この制度をご利用下さい。詳細は、厚生課へ。

市では、昨年十月より身体に障害のあるお年寄りの日常生活の改善を図るため、看護の援助、指導としての訪問看護事業を実施しています。対象になる方は、おおむね六十歳以上の方で身体に障害があり、日常生活に著しく支障のある方、または寝たきりの状態にある方です。訪問看護者は看護婦、保健婦です。訪問回数は月四回を限度とし一回の訪問時間は二～三時間です。障害のあるお年寄り、あるいは寝たきり状態にあるお年寄りの生活を改善するため、この制度をご利用下さい。詳細は、厚生課へ。

訪問看護しています

身体不自由なお年寄りに

ご家族連れで陽春の伊豆へ 《こまえ荘だより》利用状況

|      |    | (4月) |    |    |    |    |    |    | (5月) |   |   |   |   |   |   | 4月7日現在 |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|------|----|------|----|----|----|----|----|----|------|---|---|---|---|---|---|--------|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 客名   | 日付 | 月    | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月    | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月      | 火 | 水 | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  | 日  | 月  | 火  | 水  | 木  |    |    |    |    |    |    |
|      |    | 23   | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30   | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7      | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
| 天城   |    | ○    | ○  | ○  | ○  |    | ○  | ○  | ○    |   |   |   |   |   |   |        |   |   |    |    |    | ○  | ○  | ○  |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 大室   |    |      |    |    |    | ○  | ○  | ○  |      | ○ | ○ | ○ | ○ |   |   |        |   |   |    |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |
| 遠笠   |    |      |    |    |    | ○  | ○  |    | 休    |   | ○ | ○ | ○ |   |   |        |   |   |    |    | ○  | ○  |    | 休  |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |
| 矢筈   |    |      |    |    |    | ○  | ○  |    |      |   |   |   |   |   |   |        |   |   |    |    | ○  | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |
| いちよう |    |      |    |    |    | ○  | ○  |    |      | ○ | ○ | ○ | ○ |   | ○ |        |   |   |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    | ○  | ○  |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |
| すずらん |    |      | ○  |    |    | ○  | ○  | ○  | 館    |   | ○ | ○ | ○ |   | ○ |        |   |   |    |    |    |    | 館  |    | ○  |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |
| あじさい |    |      |    |    |    | ○  | ○  |    |      |   |   |   |   |   |   |        |   |   |    |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |    |
| つつじ  |    |      |    |    |    | ○  | ○  | ○  |      |   |   |   |   |   |   |        |   |   |    |    |    |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |
| はぎ   |    |      |    |    |    | ○  | ○  |    | 日    | ○ | ○ | ○ | ○ |   |   |        |   |   |    |    |    |    |    | 日  |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |
| ききょう |    |      |    |    |    | ○  | ○  |    |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ |   |        |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |
| きく   |    |      |    |    |    | ○  | ○  |    |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ |   |        |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |
| すみれ  |    |      |    |    |    | ○  | ○  |    |      |   | ○ | ○ | ○ | ○ |   |        |   |   |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |    |    |    |    |    |    |

4月, 5月分  
受け付け中。  
6月分は  
5月1日から  
受け付けます。

○印のないところが空いています。

受講生を次のとおり募集します。  
（教室名）書道の部 三十名  
社会館（四八〇―三二〇）へ

（受講期間）五月一日から十五年三月三十一日まで（受け付け）四月十五日から四月二十八日まで、定員になり次第締め切ります。

庁舎新築工事のため 市役所裏庭への駐車はできません 自動車での来庁はご遠慮ください

今月の休日診療

◆風疹抗体検査 毎週水曜午前9時～10時30分。妊娠予定者および5か月以内の方。料金640円  
◆風疹予防接種 23日（月）午後1時30分～2時30分  
希望者は風疹抗体検査を受けて下さい。料金1680円  
◆胃がんの無料検診 5月23日（水）市内在住の35歳以上の方45名。希望者は往復はがきに住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記して、武蔵調布保健所予防課業務係（調布市布田5-46-1）へ24日までに。

日曜祝日の指定水道工事店番

▽15日 絹山住宅設備（480-6049）▽22日 猪方住宅設備（480-9159）▽29・30日 信和住宅設備（489-9901）

買物ロケ

◆魚の産直と特売日 19日（木）市内魚商組合加盟店（22店舗）で、カツオ、生サバの産直とアジの干物の特売を行います。  
◆食肉の特売日 21日（土）市内食肉親善会加盟店（28店舗）で行います。

消費者コナ

食べものを買う場合、そこに表示されている製造年月日は、最も重要な手がかりとなります。しかし、製造年月日の先付け表示などの問題が起こり、私たち消費者は不信をいだかざるを得ません。このことから、最近では食品の「賞味期間」を表示するメーカーも出ています。この賞味期間というのは「〇月〇日までおいしく食べられる」というものです。この賞味期間を表示しているのは、即席めん等一部に限られています。したが、新たにメーカーのプリンや、ゼリー、クリーム入り製品、ヨーグルト類にも表示されるようになります。このように消費者にとって選択が容易な表示は歓迎すべきですが、賞味期間切れの商品が売られないよう目を光らせることも大切でしょう。

はしか予防接種

実施医療機関名

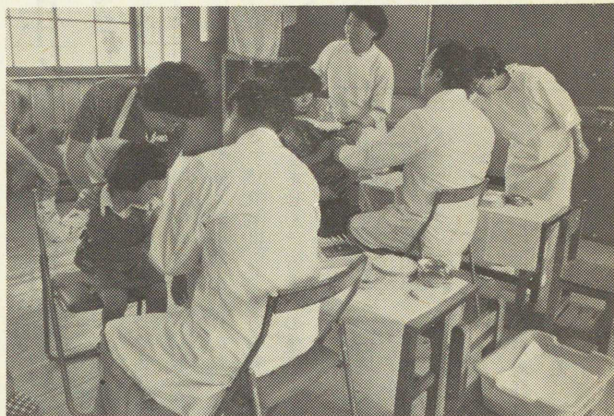
| 医療機関名       | 電話番号     |
|-------------|----------|
| 飯田小児科       | 480-2349 |
| 一井小児科       | 480-1506 |
| 岩瀬外科        | 489-3830 |
| 岩下診療所       | 489-3577 |
| 岩戸診療所       | 480-2051 |
| 岡本診療所       | 480-1933 |
| 沖田診療所       | 489-5906 |
| 小幡診療所       | 489-6005 |
| 川島診療所       | 480-8734 |
| 久保田小児科      | 489-1935 |
| 泊江診療所       | 489-0014 |
| 近藤小児科       | 489-2750 |
| 近藤診療所       | 489-1035 |
| 佐藤診療所       | 489-1771 |
| 神保診療所       | 489-1056 |
| 多々羅診療所      | 489-1902 |
| 多摩内科クリニック   | 489-2425 |
| 永井診療所       | 489-4395 |
| 野沢診療所       | 489-2557 |
| 藤田診療所       | 489-3859 |
| 藤川診療所       | 480-5729 |
| 坂坂産婦人科クリニック | 488-1103 |
| 堀田診療所       | 489-5260 |
| 松岡診療所       | 480-4122 |
| 向山外科        | 480-8909 |
| 吉田診療所       | 489-1955 |
| 若松診療所       | 489-2615 |

昭和54年度 前期(4月～7月) 予防接種

| 種 別   | 定 期                               |                                   |                           | 臨 時         |                  | 定 期                                                                |                   |
|-------|-----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------|-------------|------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------|
|       | 急性灰白髄炎<br>(ポリオ生ワクチン)              | 三種混合 第1期・第2期                      | 麻疹(はしか)                   | 種 別         | 日 本 脳 炎          | 結核予防接種<br>(ツベルクリン・BCG)                                             |                   |
| 対 象 者 | 第1回<br>昭和53年7月1日生<br>昭和53年12月31日生 | 第1期<br>昭和51年10月1日生<br>昭和52年3月31日生 | 昭和52年4月1日生<br>昭和52年9月30日生 | 対 象 者       | 満4歳以上<br>就学前までの者 | 昭和53年4月1日生<br>昭和54年3月31日生<br>(BCG接種をすでに受けたものおよび疑陽性、陽性の判定をされた者を除く。) |                   |
|       | 第2回<br>昭和53年1月1日生<br>昭和53年6月30日生  | 第2期<br>昭和50年4月1日生<br>昭和50年9月30日生  |                           |             |                  |                                                                    |                   |
| 実施月日  | 第1回・第2回                           | 実施月日<br>第1期1回目<br>第2期             | 第1期2回目<br>第1期3回目<br>第2期   | 実施月日        | 第1回              | 第2回                                                                | ツベルクリン<br>接 種     |
| 第 五 小 | 4月17日(火)                          | 市 民<br>セ ン ター                     | 5月7日(月) 6月4日(月)           | 第 五 小       | 6月19日(火)         | 6月26日(火)                                                           | 7月10日(火) 7月12日(火) |
| 第 四 小 | 4月18日(水)                          | 第 三 小                             | 5月8日(火) 6月5日(火)           | 第 四 小       | 6月20日(水)         | 6月27日(水)                                                           | 7月11日(水) 7月13日(金) |
| 第 三 小 | 4月19日(木)                          | 上和泉地域<br>セ ン ター                   | 5月9日(水) 6月6日(水) 6月28日(木)  | 第 三 小       | 6月21日(木)         | 7月3日(火)                                                            | 7月14日(土) 7月16日(月) |
| 第 二 小 | 4月20日(金)                          | 岩戸地域<br>セ ン ター                    | 6月29日(金)                  | 第 二 小       | 6月22日(金)         | 7月5日(水)                                                            | 7月17日(火) 7月19日(木) |
| 第 一 小 | 4月23日(月)                          | 市 民<br>セ ン ター                     | 5月10日(木) 6月7日(木) 7月2日(月)  | 第 一 小       | 6月25日(月)         | 7月6日(金)                                                            | 7月18日(木) 7月20日(金) |
| 時 間   | 1時30分～2時50分                       | 1時30分～2時50分                       |                           | 1時30分～2時50分 |                  | 2時30分～4時                                                           |                   |

54年度前期の予防接種

実施日を忘れずに  
受診してください



五十四年度前期(四月～七月)の各予防接種の日程と対象者は上表のとおりです(学童を除く)対象者には個別通知をしますが対象者でありながら通知が届かない方、また、対象年齢を過ぎた方でも次の年齢内ですと受け付けますので、実施日を確認し、忘れずに受診されるようお願いいたします。なお、会場指定はありませんので都合のいい会場へおいで下さい。

急性灰白髄炎―生後四十八か月以内の人。ただし一回目と二回目の間隔は六週間以上必要です。

三種混合―一期は生後四十八か月以内の人。二期は一期完了後一年以上経過し、生後六十六か月までの人。

麻疹―六歳の誕生日の前日までの人。ただしすでに麻疹にかかった人は除きます。

BCG―生後四十八か月以内の人。

〔持参するもの〕①母子健康手帳②スリッパ(学校が会場の時)

市国民健康保険には①職場の健康保険に加入している人とその家族②国民健康保険組合に加入している人とその家族③生活保護を受けている人④日雇健康保険に加入している人―を除外した人はだれでも加入しなければなりません。この国民健康保険は、被保険者の病気やケガなど思わぬ事故に対して、医者にかかった費用の一部を国保が

国保の資格取得と喪失は14日以内に手続きを

負担する制度です。この他、出産した時や死亡した時にも給付されます。

〔資格取得〕職場の健康保険を止めた時、市内に転入した時、生活保護を受けなくなった時、すでに国保に加入している人が出産した時―これらの事実が発生した日から十四日以内に市民課窓口で喪失手続き(保険証は返還)をして下さい。

国民健康保険の資格を喪失したにもかかわらず国保の保険証で医者にかかった場合には、国保で負担した額(七割分)を返還していただくことになりますのでご注意ください。

詳細は、保険課へ。

は、退職証明書を添付して下さい。

〔資格喪失〕職場の健康保険に加入した時、転出や死亡した時、生活保護を受けた時、日雇健康保険に加入した時―これらの事実発生した日から十四日以内に市民課窓口で喪失手続き(保険証は返還)をして下さい。

国民健康保険の資格を喪失したにもかかわらず国保の保険証で医者にかかった場合には、国保で負担した額(七割分)を返還していただくことになりますのでご注意ください。

詳細は、保険課へ。

狂犬病予防注射と登録

| 時間<br>月日 | 午前10時<br>～11時 | 午後2時<br>～3時   |
|----------|---------------|---------------|
|          | 4月24日(火)      | 菅原神社 東野川天理教教会 |
| 4月25日(水) | 伊豆美神社         | 三友住宅          |
| 4月26日(木) | 岩戸八幡神社        | 市役所正門         |

も健康状態をよく知っている父母または身内の方が同伴のと③会場には駐車場がありませんので自動車での来場はご遠慮下さい④すでに個人的にまたは前住地ですまてしている予防接種がありましたら環境衛生課までご連絡下さい(ただし五十三年十月二日以降に泊江市で受けた麻疹は除きます)

詳細は、環境衛生課へ。

飼いだや猫の死体処理

家庭で飼っている犬や猫が死んだ場合は、市で死体の処理をいたしますのでご連絡下さい。なお、死体処理手数料は、一体につき二千円です。

詳細は、環境衛生課へ。

あなたは、自分の血圧についてどの位ご存じでしょうか。血圧はその都度変化し、常に一定とはいえません。また人によっては、若い時に低血圧であったからといって高血圧にならないというわけでもありません。

高血圧は最初のうちは何の症状も現れませんが、そのまま放置されると、脳や心臓などの重要な臓器に変質が起き、遂には

血圧に関心を

命にかかわる恐ろしい病気に発展します。血圧が高いことそれ自身は恐ろしくないので、この変質がある程度進行すると元へ戻らなくなり、また外へ現れる症状は改善されても真の意味での回復は不可能になります。高血圧の治療は特に難しいことではなく、これらの危険から身を守るため、血圧を好ましい範囲に保つことが大切です。自分で高くなる傾向があることを知っていながら放置したり、せっかく医師が教えてくれた生活

四月六日(金) 第一回臨時市議会において、庁舎新築工事の請負契約(総額十八億三千八百万円)が議決され、すでに工事が始まっております。このため、当分の間、ご不便をかせます、ご協力をお願いします。

上の注意を中断されたりする人も少なくないようですが「血圧の好ましい範囲」を保つよう皆さん一層の健康増進を心掛けていただきたいと思います。

社団法人 泊江市医師会

自主学童保育所へ

放課後、父母の適切な監護を受けられない小学校低学年のため、自主的に運営している学童保育所があります。入所希望者はお問い合わせ下さい。電話(四八九一四一四八)

出張収納会場変更のお知らせ

| 区分 | 24日(火)                             | 25日(水)                             | 26日(木)                               | 27日(金)                            |
|----|------------------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 午前 | 9:30～11:30<br>上和泉郵便局そば<br>名古屋商店本店前 | 9:30～11:30<br>駒井<br>第八分団消防詰所前      | 9:30～11:30<br>いずみ幼稚園そば<br>谷田部米店猪方販売所 | 9:30～11:30<br>西野川<br>野川地域センター     |
|    | 1:15～2:15<br>都営住宅23号棟<br>第一集会所前    | 1:15～2:15<br>岩戸南<br>岩戸児童館前         | 1:15～2:15<br>泊江ショッピング<br>センター商店街事務所  | 1:15～2:15<br>東野川<br>天理教教会前        |
| 午後 | 2:30～3:30<br>西野川<br>八幡神社境内         | 2:30～3:30<br>駒井<br>多摩内科クリニックとなり駐車場 | 2:30～3:30<br>和泉<br>市民テニスコート正門前       | 2:30～3:30<br>泊江ハイタウン<br>みつおさ児童遊園前 |

市税等の出張収納は今年度から、市のマイクロスバスで行います。それに伴って、出張収納会場および時間帯を右表のとおり変更しました。

なお、従来どおり市税・国民年金以外のものは、一切取り扱いませんのでご了承下さい。

詳細は、収納課へ。